

公文例式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年2月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

公文例式規程の一部を改正する訓令

公文例式規程（昭和40年岩手県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項」に改め、同項第1号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改め、同号の例式、同項第2号の例式及び同項第3号の例式中「60日」を「3か月」に改め、同条第2項第1号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第11条第1項の例式を次のように改める。

<p>裁決（決定）書</p> <p style="text-align: right;">何第何号×</p> <p style="text-align: right;">審査請求人（再調査の請求人、再審査請求人）住 所×</p> <p style="text-align: right;">氏 名×</p> <p style="text-align: right;">何々×</p> <p>×上記の者から何々年何月何日付で提起された何々・・・に関する審査請求（再調査の請求、再審査請求）について、次のように裁決（決定）する。</p> <p>×××主×文</p> <p>×この審査請求（再調査の請求、再審査請求）は、棄却する。（却下する。容認し、何々・・・を取り消す。）</p> <p>×××事案の概要</p> <p>×何々・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。</p> <p>×××審理関係人の主張の要旨</p> <p>×何々・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。</p> <p>×××裁決（決定）の理由</p> <p>×何々・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。</p> <p>×よって、主文のとおり裁決（決定）する。</p> <p>××何々年何月何日</p> <p style="text-align: right;">岩手県知事 氏 名印×</p>

第11条第2項中「第41条第2項」を「第50条第3項」に改め、同項第1号の例式及び同項第2号の例式中「30日」を「1か月」に改め、同条第3項第1号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改め、同条第4項の例式中「弁明の原因」を「処分内容及び理由（処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由）」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この訓令の施行の日前にされた行政庁の処分又は同日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この訓令による改正後の公文例式規程第9条の2及び第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。